



第 1 3 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書

(令和 4 (2 0 2 2) 年度～令和 8 (2 0 2 7) 年度)

令和 4 (2 0 2 2) 年 4 月 1 日 から

5 年 間

令和 9 (2 0 2 7) 年 3 月 3 1 日 まで



目次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	4
2	特別保護地区の指定	6
(1)	方針	6
(2)	特別保護地区指定計画	7
3	休猟区の指定	8
(1)	方針	8
4	鳥獣保護区の整備等	8
(1)	方針	8
(2)	整備計画	9
(3)	保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	9
第三	放鳥獣に関する事項	9
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	10
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	10
(1)	希少鳥獣	10
(2)	狩猟鳥獣	10
(3)	外来鳥獣	11
(4)	指定管理鳥獣	11
(5)	一般鳥獣	11
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	11
(1)	許可しない場合の基本的考え方	11
(2)	許可する場合の基本的な考え方	12
(3)	許可に当たっての条件の考え方	12
(4)	許可権限の市町村長への委譲	13
(5)	わなの使用に当たっての許可基準	13
(6)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	13
(7)	鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	13
3	学術研究を目的とする場合	13
(1)	学術研究	14
(2)	標識調査	14
4	鳥獣の保護を目的とする場合	15
(1)	鳥獣の保護に係る行政義務の遂行の目的	15
(2)	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	15
5	鳥獣の管理を目的とする場合	15
(1)	第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	15
(2)	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	16
6	その他特別の事由の場合	24
(1)	博物館、動物園その他これに類する施設における展示	24
(2)	愛玩のための飼育	25
(3)	養殖している鳥類の過度の近親交配することの防止	25
(4)	鵜飼漁業への利用の目的	25
(5)	その他特別な事由	25
7	捕獲許可した者への指導	25
(1)	捕獲物又は採取物の処理等	25
(2)	従事者の指揮監督	26
(3)	危険の予防	26
(4)	錯誤捕獲の防止	26
8	鳥類の飼養登録	26
9	販売禁止鳥獣等の販売許可	27

(1) 許可の考え方	27
(2) 許可の条件	27
第五 特定猟具使用禁止区域及び特定猟法禁止区域に関する事項	28
1 特定猟具使用禁止区域の指定	28
(1) 方針	28
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	28
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	29
2 指定猟法禁止区域の指定	32
(1) 方針	32
(2) 指定計画	32
第六 特定計画に関する事項	32
1 第一種特定鳥獣保護計画	32
2 第二種特定鳥獣管理計画	32
(12) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理事業の流れ	35
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	36
1 方針	36
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	36
(1) 方針	36
(2) 鳥類生息分布調査	36
(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	36
(4) 狩猟鳥獣生息調査	36
(5) 第二種特定鳥獣の生息状況調査	37
(6) クマに関する調査	37
3 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査	37
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	37
(2) 捕獲等情報収集調査	37
(3) 制度運用の概況情報	38
4 新たな技術の研究開発・普及	38
(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及	38
(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及	38
(3) 捕獲個体の活用や処分に係ること	38
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	38
1 鳥獣行政担当職員	38
(1) 方針	38
(2) 設置計画	39
(3) 研修計画	39
2 鳥獣保護管理員	39
(1) 方針	39
(2) 設置計画	40
(3) 年間活動計画	40
(4) 研修計画	40
3 保護及び管理の担い手の育成及び確保	40
(1) 方針	40
(2) 研修等計画	41
(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策	41
(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保	41
4 鳥獣保護センター等の設置	41
(1) 方針	41
(2) 鳥類保護センターの施設	41
5 取締り	41
(1) 方針	41
(2) 年間計画	42
6 必要な財源の確保	42
7 広域的及び地域的な連携	42

(1) 広域的な連携	43
(2) 地域的な連携	43
第九 その他	43
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	43
2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い	43
3 狩猟の適正化	43
4 傷病鳥獣救護への対応	43
(1) 方針	43
(2) 体制	44
(3) 傷病鳥獣の個体の処置	44
(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝搬する感染症対策・普及啓発	45
(5) 放野	45
5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護	45
6 感染症への対応	45
(1) 基本的な考え方	45
(2) 方針	45
(3) 狩猟者や県民への情報提供等	46
7 鳥類の鉛中毒の防止	46
8 普及啓発	46
(1) 鳥獣の保護及び管理に関する思想の啓発等	47
(2) 安易な餌付けの防止	47
(3) 猟犬の適切な管理	47
(4) 野鳥の森等の整備	47
(5) 野生生物保護モデル校の指定	48
(6) 法令の普及徹底	48
9 環境学習の推進	49
(1) 方針	49
(2) 年間計画	49
10 広報活動の実践	49
(1) 方針	49
(2) 年間計画	50

第13次鳥獣保護管理事業計画

野生鳥獣は、自然環境の重要な構成要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであるが、一方で、特定の鳥獣の生息域の拡大や個体数の増大は、生物多様性の確保や生活環境の保全に重大な影響を与えるため、保護と管理を適切に進めることが必要である。

愛知県においては、野生鳥獣の保護と管理を適切に進め、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、この計画を定める。

第一 計画の期間

令和4（2022）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県は、日本列島のほぼ中央に位置する。県北東部の奥三河地方には山地が広がり、西部及び南部は濃尾平野を始めとする平野で占められている。県北東部の山地は中部山岳地帯の南端に位置しており、県内の最高峰は茶臼山（1,415m）である。冷温帯から暖温帯までの気候区分を含み、山地帯の奥山生態系、丘陵地の里地里山生態系、農地や都市のひろがる平野生態系、海辺の干潟や藻場といった里海・沿岸生態系、そして、河川・水辺生態系、湿地湿原生態系といった多種多様な生態系が存在している。

沿岸部にはくさびのような形で突出した知多・渥美両半島があり、これらにより伊勢湾、三河湾が形成され、湿地や干潟など特徴的な自然を有している。なお、知多・渥美両半島は温暖であるのに対し、奥三河地方は冬に厳しく冷え込む。

このように、本県は地形的にも気候的にも変化に富んだ自然環境を有しており、それぞれに適応して様々な生態系が育まれている。また、鳥類にとっては国内の主要な渡りのルートとなっており、水鳥の渡りの中継地、越冬地となっている。こうしたことから本県には、水辺や干潟、身近な鳥獣と触れ合える緑地、中大型哺乳類の生息地となっている森林等、多様な鳥獣が生息するために保護すべき地域が数多く見られる。

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全や環境学習の場の確保等に資するものである。「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」（2020年9月）における、愛知目標（平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議（COP10）において採択）の達成状況の評価において、保護区の指定については、部分的に目標達成したと評価されており、保護区の指定は引き続き重要であると考えられる。

鳥獣保護区の指定及び期間更新に当たっては、人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が必要なことから、地域の実情や（公財）日本野鳥の会が選定した「重要野鳥生息地（IBA）」を考慮し、地元利害関係人等の意向を尊重するとともに、指定の趣旨について十分理解を得たうえで行うことを原則とする。さらに、地域全体の生物多様性の保全に資する観点から偏りのない配置に努めるとともに、自然公園法等他法令でまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については必要に応じて指定について検討する。

本計画期間内に期間満了となる鳥獣保護区については、引き続き保護を図るため、原則として期間更新を行うものとし、その指定期間は自然環境、社会環境並びに利害関係人等の意向が変化することを考慮し10年間とする。これにより、本計画期間末における鳥獣保護区は、68箇所20,266ha（この内、1箇所770haは国指定の鳥獣保護区）であり、県土面積の約4%となる。これらを適切に管理運営することにより、鳥獣の保護を図る。

なお、指定等計画箇所以外であっても、地元の意向等鳥獣保護区指定の条件が整った箇所については、本計画期間内に指定するとともに、指定地域に環境の変化が生じた等必要と認められる場合には、随時見直しを行う。

② 指定区分ごとの方針

各保護区は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（環境省）の各要件に基づき設定する。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、「森林鳥獣生息地の保護区」を指定し、地域における生物多様性の確保に資するものである。

本県における「森林鳥獣生息地の保護区」の指定状況は、現時点において21箇所12,401haとなっている。このうち本計画期間内に期間満了を迎える11箇所7,646haについては期間更新を行う。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ該当地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために必要な地域を指定するが、本県では、現時点において「大規模生息地の保護区」の指定要件を満たす地区はない。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域を指定する。

本県における「集団渡来地の保護区」の指定状況は、現時点において4箇所1,785ha（この内、1箇所770haは国指定の保護区）となっている。このうち本計画期間内に期間満了を迎える1箇所216haについては期間更新を行う。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を指定する。

本県における「集団繁殖地の保護区」の指定状況は、現時点において1箇所331ha（鶺鴒の山鳥獣保護区）となっており、本計画期間内に期間満了を迎える。本保護区については、期間更新を行う。なお、本保護区は、カワウの繁殖地が「鶺鴒の山ウ繁殖地」として天然記念物に指定されている。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域を「希少鳥獣生息地の保護区」として指定する。

本県における「希少鳥獣生息地の保護区」の指定状況は、現時点において1箇所160ha（みどり湖鳥獣保護区）となっているが、本計画期間内に期間満了による期間更新、指定計画はない。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域を「生息地回廊の保護区」として指定する。本県では、当該鳥獣保護区を現在のところ指定していないが、当該鳥獣保護区の指定目的と同じ趣旨の生態系ネットワークの形成に取り組んでいる。今後は同取り組みと連携し、対象鳥獣や箇所の把握に努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保もしくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい、もしくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境学習の場を確保するために必要と認められる地域を「身近な鳥獣生息地」の保護区として指定する。

本県における「身近な鳥獣生息地の保護区」の指定状況は、現時点において41箇所5,589haとなっており、このうち本計画期間内に期間満了を迎える14箇所2,139haについては、期間更新を行う。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						
				4年度	5	6	7	8	計(B)	
森林鳥獣生息地	箇所 面積 6,900ha	23 12,401ha	箇所 変動面積 ha							
大規模生息地	箇所 面積	- -	箇所 変動面積 ha							
集団渡来地	箇所 面積	3 1,015ha	箇所 変動面積 ha							
集団繁殖地	箇所 面積	1 331ha	箇所 変動面積 ha							
希少鳥獣生息地	箇所 面積	1 160ha	箇所 変動面積 ha							
生息地回廊	箇所 面積	- -	箇所 変動面積 ha							
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	41 5,589ha	箇所 変動面積 ha							
計	箇所 面積	67 19,496ha	箇所 変動面積 ha							

本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					
4年度	5	6	7	8	計(C)	4年度	5	6	7	8	計(D)
ha											
ha											
ha											
ha											
ha											
ha											
ha											
ha											
ha											
ha											

本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
4年度	5	6	7	8	計(E)		
ha							21
ha							12,401ha
ha							-
ha							-
ha							3
ha							1,015ha
ha							1
ha							331ha
ha							1
ha							160ha
ha							-
ha							-
ha							41
ha							5,589ha
ha							67
ha							19,496ha

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

①鳥獣保護区の指定計画

本計画では鳥獣保護区を指定しない計画とするが、指定の要望がある場合は、指定を検討する。

②既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
4	森林鳥獣	定光寺鳥獣保護区	期間更新	1,300 ha	0 ha	1,300 ha	R4.11.1 ～ R14.10.31	引き続き保護を図るため	
	森林鳥獣	森林公園鳥獣保護区	〃	1,290 ha	0 ha	1,290 ha			
	身近な鳥獣	和合鳥獣保護区	〃	252 ha	0 ha	252 ha			
	身近な鳥獣	葦毛鳥獣保護区	〃	158 ha	0 ha	158 ha			
	集団渡来地	弥富鳥獣保護区	〃	216 ha	0 ha	216 ha			
	身近な鳥獣	竹桑田鳥獣保護区	〃	11 ha	0 ha	11 ha			
	身近な鳥獣	藤江小学校鳥獣保護区	〃	16 ha	0 ha	16 ha			
	計		7箇所	3,243 ha	0 ha	3,243 ha			
5	森林鳥獣	闇苅鳥獣保護区	期間更新	430 ha	0 ha	430 ha	R5.11.1 ～ R15.10.31 2,047 ha	引き続き保護を図るため	
	森林鳥獣	段戸裏谷鳥獣保護区	〃	152 ha	0 ha	152 ha			
	身近な鳥獣	大曾公園鳥獣保護区	〃	89 ha	0 ha	89 ha			
	森林鳥獣	岡崎東部鳥獣保護区	〃	1,110 ha	0 ha	1,110 ha			
	森林鳥獣	大平田鳥獣保護区	〃	140 ha	0 ha	140 ha			
	森林鳥獣	伊勢神高原鳥獣保護区	〃	108 ha	0 ha	108 ha			
	身近な鳥獣	御作小学校鳥獣保護区	〃	18 ha	0 ha	18 ha			
	計		7箇所	2,047 ha	0 ha	2,047 ha			
6	集団繁殖地	鶺鴒の山鳥獣保護区	期間更新	331 ha	0 ha	331 ha	R6.11.1 ～ R16.10.31 941 ha	引き続き保護を図るため	
	身近な鳥獣	額田西部鳥獣保護区	〃	50 ha	0 ha	50 ha			
	身近な鳥獣	半田鳥獣保護区	〃	560 ha	0 ha	560 ha			
		計		3箇所	941 ha	0 ha			941 ha

(第2表続き)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
7	森林鳥獣	佐布里池鳥獣保護区	期間更新	180 ha	0 ha	180 ha	R7. 11. 1 ～ R17. 10. 31 728 ha	引き続き保護を図るため	
	身近な鳥獣	鞍ヶ池鳥獣保護区	〃	470 ha	0 ha	470 ha			
	身近な鳥獣	旭高原鳥獣保護区	〃	78 ha	0 ha	78 ha			
	計	3箇所		728 ha	0 ha	728 ha			
8	身近な鳥獣	東山公園鳥獣保護区	期間更新	350 ha	0 ha	350 ha	R8. 11. 1 ～ R18. 10. 31 3, 373 ha	引き続き保護を図るため	
	身近な鳥獣	音羽中学校鳥獣保護区	〃	60 ha	0 ha	60 ha			
	身近な鳥獣	西知生鳥獣保護区	〃	7 ha	0 ha	7 ha			
	森林鳥獣	鳳来湖鳥獣保護区	〃	1, 600 ha	0 ha	1, 600 ha			
	森林鳥獣	大津谷鳥獣保護区	〃	1, 021 ha	0 ha	1, 021 ha			
	森林鳥獣	小牧鳥獣保護区		315 ha	0 ha	315 ha			
	身近な鳥獣	小野浦鳥獣保護区		20 ha	0 ha	20 ha			
計	7箇所		3, 373 ha	0 ha	3, 373 ha				
合計	27箇所		10, 332 ha	0 ha	10, 332 ha				

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の生息環境を保全するうえで、特に重要な地区と認められる場所については、特別保護地区の指定に努める。

本県における「特別保護地区」の指定状況は現時点において5箇所762ha（この内、1箇所323haは国指定の保護区）となっており、このうち本計画期間内に期間満了を迎える2箇所328haについては、期間更新を行う。なお、特別保護地区の指定期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させる。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						
				4年度	5	6	7	8	計(B)	
森林鳥獣生息地	箇所	3	3	箇所						
	面積	363ha	363ha	変動面積						
大規模生息地	箇所	-	-	箇所						
	面積	-	-	変動面積						
集団渡来地	箇所	-	-	箇所						
	面積	-	-	変動面積						
集団繁殖地	箇所	-	-	箇所						
	面積	-	-	変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所	-	-	箇所						
	面積	-	-	変動面積						
生息地回廊	箇所	-	-	箇所						
	面積	-	-	変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		1	箇所						
	面積		76ha	変動面積						
計	箇所		4	箇所						
	面積		439ha	変動面積						

本計画期間に区域拡大する特別保護地区						本計画期間に区域縮小する特別保護地区					
4年度	5	6	7	8	計(C)	4年度	5	6	7	8	計(D)
ha						ha					
ha						ha					
ha						ha					
ha						ha					
ha						ha					
ha						ha					
ha						ha					
ha						ha					
ha						ha					

本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
4年度	5	6	7	8	計(E)		
							3
ha							363ha
ha							-
ha							-
ha							-
ha							-
ha							-
ha							-
ha							-
ha							1
ha							76ha
ha							4
ha							439ha

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

①特別保護地区指定内訳

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
4	森林鳥獣生息地	森林公園鳥獣保護区	1,290ha	R4.11.1 ～ R14.10.31	165ha	R4.11.1 ～ R14.10.31			再指定
5									
6									
7									
8	森林鳥獣生息地	大津谷鳥獣保護区	1,021ha	R8.11.1 ～ R18.10.31	163ha	R8.11.1 ～ R18.10.31			再指定
合計		2箇所	2,311ha		328ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の減少の状況、狩猟者の入り込み、狩猟鳥獣による被害の状況等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に指定する。本県では、現時点において休猟区の指定はない。

休猟区の指定に当たっては、できる限り分布に偏りがないよう配慮し、1箇所当たりの面積は概ね1,500ha程度を確保するよう努め、農林水産業被害を考慮の上、農林水産業関係者及び住民等の理解が得られるよう留意する。

なお、ニホンジカとイノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画が作成されており、第二種特定鳥獣管理計画対象地域で休猟区を指定する場合は、原則としてイノシシとニホンジカの狩猟を特例として認める「特例休猟区」とする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界を明確にするため標識等を設置するなど、管理のための施設整備を行う。

また、鳥獣の観察に適する「弥富鳥獣保護区」、「昭和の森鳥獣保護区」及び「大津谷鳥獣保護区」においては、野生鳥獣の観察や環境学習の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用を図る。

さらに、鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等の観点から、鳥獣保護管理員等による調査、巡視等を行う。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

区 分		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度	
		箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量
標識類 の整備	制 札	10	50本	10	50本	10	50本	10	50本	10	50本
	標 識	10	30本	10	30本	10	30本	10	30本	10	30本
	案内板	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

② 利用施設の整備

(第6表)

名称	区分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
弥富野鳥園	観察路、観察 舎等の整備	観察舎整備 樹林地整備	※	※	※	※

※利用者アンケート等により必要な整備を行っていく。

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

鳥獣保護区指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

(第7表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
弥富野鳥園	野鳥の生息環境の改善を図るため、野鳥が餌とする実がなる木の植栽を行う。また、カワウの生息地が増えてきているため、カワウの繁殖を制限するような対策を現在行っており、引き続き実施していく。

第三 放鳥獣に関する事項

1 鳥類

鳥類については、原則として、狩猟資源の増加を目的とした放鳥を行わない。

2 哺乳類

哺乳類については、原則として、狩猟資源の増加を目的とした放獣を行わない。

3 外来鳥獣等

外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として、放鳥獣を行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

環境省が作成したレッドリスト（以下「国レッドリスト」という。）において絶滅危惧IA・IB類又はII類に該当する鳥獣であり、法第2条第4項に基づき「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第1条の2に定められている鳥獣とする。また「レッドリストあいち2020」（以下「県レッドリスト」という。）において絶滅危惧IA・IB類又はII類に該当するものも希少鳥獣とする（「レッドリストあいち2020」が改訂された場合は、改訂後のレッドリストによるものとする）。

② 保護及び管理の考え方

- 1) 個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。
- 2) 鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図る。
- 3) 希少鳥獣（国が許可権限を持つ鳥獣を除く。）は被害防除対策を優先し、人身被害等の特別な事由がない限り原則として捕獲しない。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

法第2条第7項に基づき規則第3条により定められている鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

- 1) 狩猟実態調査等により生息状況等の把握に努める。
- 2) 関係行政機関等からの情報収集などを通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。
- 3) キジ、ヤマドリ等、狩猟の対象として資源的価値の高い狩猟鳥獣については、必要に応じて休猟区や法第12条に基づく捕獲等の制限などの制度を活用し、持続的な利用が可能となるよう保護及び管理を図る。
- 4) ハシブトガラス、カワウ等、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、忌避対策に加えて、狩猟による捕獲等も積極的に活用する。ニホンジカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、被害の防止や地域個体群の存続を図る。
- 5) 鳥獣の保護の見地から重要と認める地域を鳥獣保護区に指定し、保護を図る。
- 6) 対象となる鳥獣の生息状況等を踏まえ、捕獲等の目的に応じた許可基準に基づき、適切に捕獲等の許可を行う。
- 7) 国境を越えて我が国に渡来する渡り鳥については、主な採餌地、休息地、繁殖地などを鳥獣保護区及び特別保護地区に指定するなどして、生息地の保護を図る。
- 8) ツキノワグマ（以下「クマ」という。）及びバンは狩猟鳥獣であるが、希少鳥獣でもあるため、狩猟での捕獲は自粛を促す。また、ツキノワグマに関する専門家会議を設置し、県や市町村の対応方針を定めると共に、県民へ出没状況や出没予想を提供し注意喚起を図る。
- 9) カワウは、中部・近畿地方において生息域が拡大し、漁業被害を発生させている。広域に移動するカワウによる被害を軽減させるために、「中部近畿カワウ広域協議会」を設置し対応を検討している。本県は、この協議会の対応方針に従って、本県のカワウ対策を検討する。
- 10) アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、シベリアイタチは狩猟鳥獣であるが、外来鳥獣でもあるため、(3)に基づき、外来鳥獣としての管理を実施する。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

外来鳥獣は我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えての国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の扱いとする。

② 管理の考え方

- 1) 個別の種ごとの調査等により生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努める。
- 2) 農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び捕獲を推進し被害の防止を図る。
- 3) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく防除事業の実施や関係市町村への指導等を必要に応じて行う。

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、法第2条第5項に基づき規則第1条の3により定められている鳥獣とする。

② 管理の考え方

- 1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づき捕獲数等の数値目標を設定するとともに、生息分布域に関する調査等を実施し、積極的な管理を進めていく。
- 2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策との整合を図ることとし、必要に応じて、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、事業を実施するよう努める。
- 3) 地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を推進することを念頭に置いて対応するよう留意するものとする。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

- 1) 必要に応じて個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。
- 2) 地域個体群の極端な増加、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、ニホンザル、カモシカについては第二種特定鳥獣管理計画を作成し、種及び地域個体群の長期に亘る安定的な維持を図りつつ、被害の未然防止又は減少を図る。
- 3) 鳥獣保護区の指定や捕獲等の許可については、狩猟鳥獣と同様に取扱う。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならぬこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥

獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人をいう。」以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可する場合の基本的な考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するため不可欠な必要最小限のものとする。外来鳥獣に係る又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣の保護を目的とする場合

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。又は、鳥獣行政担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

③ 鳥獣の管理を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な範囲に減少させ、又は生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

また、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下「予察」という。）は、その防止及び被害の軽減を図るために捕獲を行うものとする。

④ その他特別な事由の場合

1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

2) 養殖している鳥類の過度の近親交配することの防止

鳥類の人工増殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的での野生の個体を捕獲又は採取する場合。

3) 鵜飼漁業への利用の目的

鵜飼業者が漁業に用いるため、ウミウ又はカワウを捕獲する場合。

4) その他特別な事由

公益上の必要があると認められる場合で、鳥獣捕獲の目的に応じて個々の事例毎に判断する。

(3) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付す。

(4) 許可権限の市町村長への委譲

鳥獣捕獲許可の内、鳥獣の管理を目的とする場合で、狩猟鳥獣及びアオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マンガース及びノヤギは、市町村へ許可権限を事務委譲している。

ただし、市町村に許可権限を事務委譲した鳥獣においても、捕獲等又は採取等を行う区域が複数の市町村にまたがる場合は、県で許可する。

なお、市町村に対しては、法等に従った適切な業務の施行及び県に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう求める。

(5) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマやカモシカ等の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲の防止に十分考慮することとする。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア ニホンジカ、イノシシ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ ニホンジカ及びイノシシの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) クマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限る。

② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づいて標識の装着等を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(6) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

また、種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲したオオタカを飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(7) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

3 学術研究を目的とする場合

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な数（羽、頭又は個）とする。

④ 期間

一年以内。

⑤ 区域

必要最小限の区域とする。

⑥ 方法

次に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）でないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りではない。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

(2) 標識調査

① 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2, 000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者については、鳥類各種各1, 000羽以内、その他の者については、同各500羽以内とする。ただし、特に必要が認められる種にあっては、この限りでない。

③ 期間

一年以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

網、わな又は手捕。

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

4 鳥獣の保護を目的とする場合

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 鳥獣の保護に係る行政義務の遂行の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

一年以内。

④ 区域

職務上必要な区域。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

① 許可対象者

鳥獣保護管理員、弥富野鳥園職員、その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

一年以内。

④ 区域

必要と認められる区域。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

第二種特定鳥獣管理計画に基づき個体数を調整するために実施する捕獲であり、管理の適正化を図るため、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域における第二種特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカ）の捕獲は、原則として個体数調整及び生物多様性確保のための捕獲とする（以下「個体数調整」という。）。なお、カモシカの捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づき市町村が策定する実施計画の中で、捕獲頭数、捕獲場所等をあらかじめ計画したうえで実施することとする。

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であり、かつ、規則第67条第2項第1号若しくは、第2

号に該当する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- 4) 当該法人が地域の関係者を十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するための必要かつ合理的な数。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣保護管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、**鉛中毒の発生を抑えるため**、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

① 被害（予察を含む）の防止の目的での捕獲の基本的考え方

被害の防止の目的の許可基準においては、予察についても許可する基準とし、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

被害防止の目的の捕獲は、被害が起きた場合に被害の実態や捕獲内容等を申請に基づき審査して許可する「対処捕獲」と、常時捕獲を行い生息数の低下を図る必要があるほど害性が認められる場合において、事前に計画して該当種の捕獲を行う「予察捕獲」に分ける。

なお、指定管理鳥獣であるイノシシ、ニホンジカ、及び外来鳥獣であるアライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カワラバト（ドバト）等については、予察によらず捕獲ができる。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表

過去5年間の被害発生の状況から、鳥獣種、被害農林水産物等、被害発生時期及び被害発生場所の関係を第8表に示す。

予察捕獲許可対象種のうち、ハシボソガラス、ハシブトガラスについては県内のほぼ全域で被害等が発生しているため、被害発生予察地域は県内全域とする。

(第8表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期(月)												被害発生地域 (予察捕獲許可対象区域のみを掲載)	鳥獣の区分			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
ハシボソガラス ハシブトガラス	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、その他農産物、糞害、ゴミの散乱、騒音、人への危害																県内全域	狩猟鳥獣
ヒヨドリ	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、花卉、糞害、ゴミの散乱、騒音																豊橋市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、常滑市、新城市、大府市、知多市、田原市、みよし市、長久手市、南知多町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	狩猟鳥獣
ムクドリ	稲、麦、果樹類、芋類、野菜類、飼料作物、花卉、糞害、ゴミの散乱、騒音																豊橋市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知立市、日進市、みよし市、長久手市	狩猟鳥獣
キジバト	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、ゴミの散乱																刈谷市、みよし市、設楽町、豊根村	狩猟鳥獣
スズメ	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、ゴミの散乱																豊橋市、岡崎市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、常滑市、新城市、知多市、日進市、幸田町、設楽町	狩猟鳥獣
カルガモ	不明																みよし市	狩猟鳥獣
カワウ	魚類、糞害、騒音																豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	狩猟鳥獣
タヌキ	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、糞害、建物内侵入																名古屋市の、豊橋市、一宮市、豊川市、刈谷市、豊田市、西尾市、犬山市、江南市、稲沢市、新城市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、田原市、愛西市、長久手市、豊山町、大口町、飛島村、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村	狩猟鳥獣

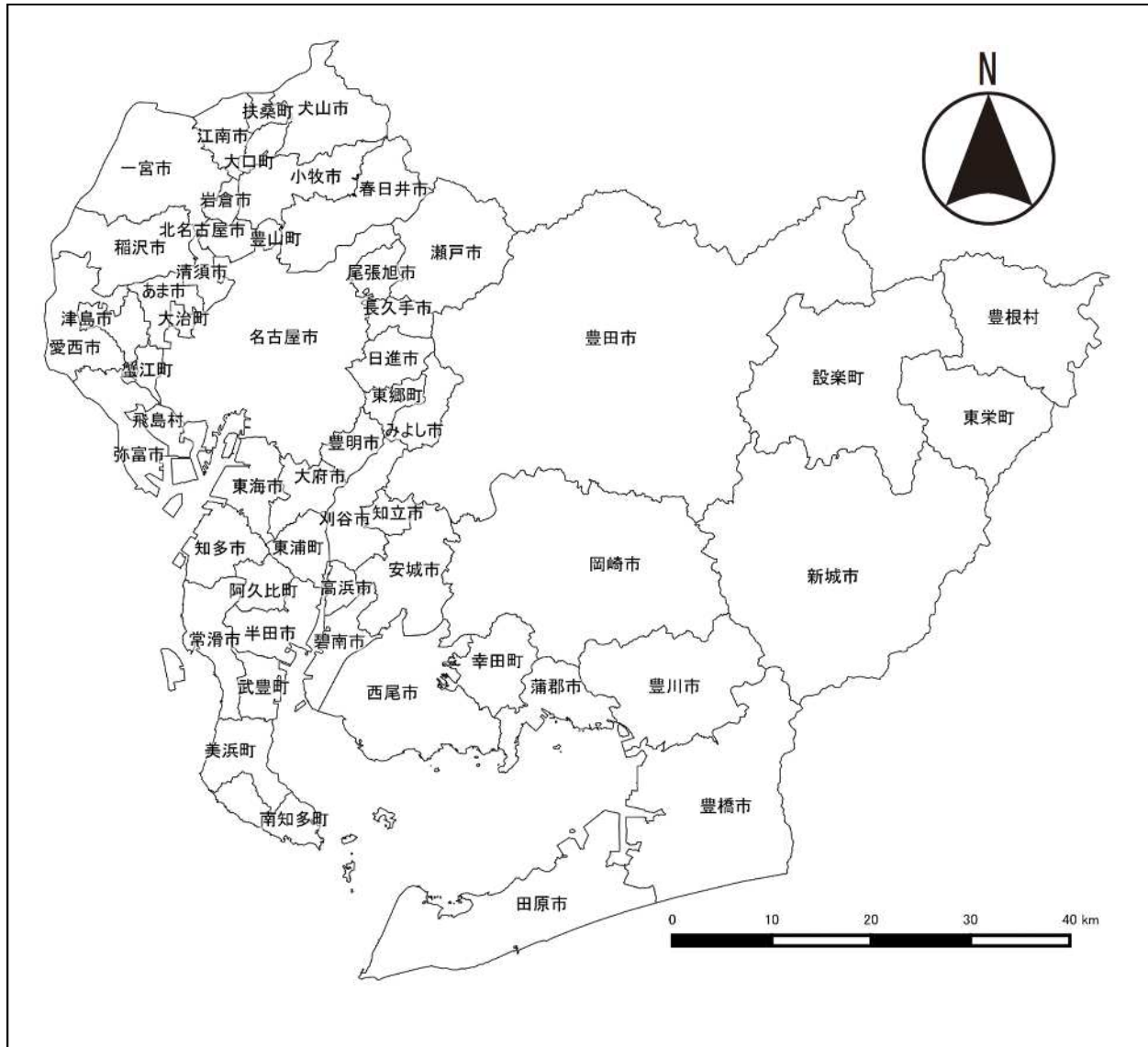
※指定管理鳥獣であるイノシシ、ニホンジカ、及び外来鳥獣であるアライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カワラバト（ドバト）等については予察表には含めない。

2) 被害発生予察地図

県内における市町村の区域を第1図に示す。

なお、国指定鳥獣保護区である藤前干潟鳥獣保護区域については、予察捕獲対象地域から除外する。

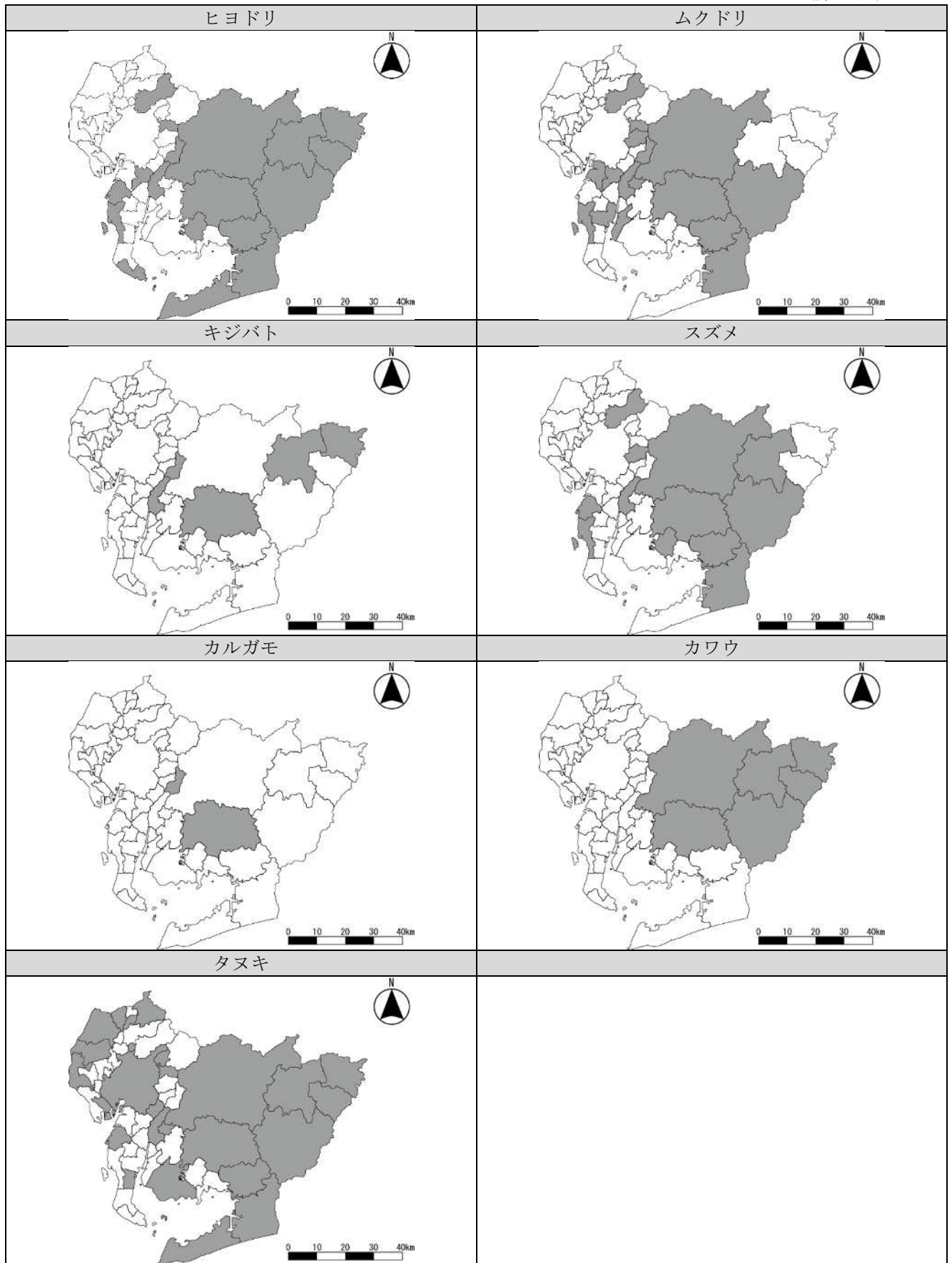
(第1図)



鳥獣種別予察捕獲許可対象地域を第2図に示す。

なお、ハシボソガラス、ハシブトガラスについては県内全域が該当するため省略する。

(第2図)



3) 市町村別予察捕獲許可対象種

予察表の被害発生地域に該当する市町村において加害鳥獣の予察捕獲ができるものとし、市町村毎の予察捕獲許可対象種は次のとおりである。

(第9表)

市町村名	狩猟鳥獣							
	ハシボソガラス ハシブトガラス	ヒヨドリ	ムクドリ	キジバト	スズメ	カルガモ	カワウ	タヌキ
名古屋市	○							○
豊橋市	○	○	○		○			○
岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○
一宮市	○							○
瀬戸市	○							
半田市	○		○					
春日井市	○	○	○		○			
豊川市	○	○	○		○			○
津島市	○							
碧南市	○		○					
刈谷市	○	○	○	○	○			○
豊田市	○	○	○		○		○	○
安城市	○							
西尾市	○							○
蒲郡市	○							
犬山市	○							○
常滑市	○	○	○		○			
江南市	○							○
小牧市	○							
稲沢市	○							○
新城市	○	○	○		○		○	○
東海市	○		○					
太府市	○	○	○					
知多市	○	○			○			○
知立市	○		○					○
尾張旭市	○							○
高浜市	○							
岩倉市	○							
豊明市	○							○
日進市	○		○		○			
田原市	○	○						○
愛西市	○							○
清須市	○							
北名古屋市	○							
弥富市	○							
みよし市	○	○	○	○		○		
あま市	○							
長久手市	○	○	○					○
東郷町	○							
豊山町	○							○
大口町	○							○
扶桑町	○							
大治町	○							
蟹江町	○							
飛島村	○							○
阿久比町	○							
東浦町	○							
南知多町	○	○						
美浜町	○							
武豊町	○							○
幸田町	○	○			○			
設楽町	○	○		○	○		○	○
東栄町	○	○					○	○
豊根村	○	○		○			○	○

4) 予察表に係る方針等

予察捕獲の許可に当たっては、鳥獣の種類別、月別及び市町村別による被害発生予察表(以下「予察表」という。)に記載された鳥獣に限り行うものとする。許可に当たっては予察捕獲である旨を明記するなど対処捕獲と区別して許可事務を行う。

なお、予察表に係る被害の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努める。

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

鳥獣による農林業被害や人身への被害の防除に当たっては、鳥獣の種類ごとの生態を考慮し、より効果的な方法を検討する。そのために、対象とする鳥獣の生息状況、被害発生状況等に関する情報の収集及びその解析を行い、より効果的な方法が講じられるよう関係機関、市町村に対して指導する。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

防除方法及び個体数管理については、関係部局、市町等の協力を得ながら、関係部局が相互に連携し、情報を共有することにより一層効果的な施策を推進する。

(第10表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等
ニホンジカ	令和4年度 ～ 令和8年度	・第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。
イノシシ		・第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。
ニホンザル		・第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。
アライグマ		・外来生物法に基づく各市町村防除実施計画及び鳥獣被害防止特措法に基づき、野外からの排除を進めていく。
ヌートリア		・外来生物法に基づく各市町村防除実施計画及び鳥獣被害防止特措法に基づき、野外からの排除を進めていく。
ハクビシン		・鳥獣被害防止特措法に基づき、野外からの排除を進めていく。
ハシボソガラス ハシブトガラス		・鳥獣被害防止特措法に基づき、野外からの排除を進めていく。
カワウ		・カワウ広域協議会での協議により、被害防止方法等について関係市町村への助言を行う。また、生息状況調査を行う。
その他の鳥獣		・必要に応じて生息状況調査や防除方法について調査を実施する。 ・必要に応じて個体数管理のための体制整備を検討する。

④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

被害(予察を含む。)の防止の目的での許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討又は実施したうえで許可するなど、慎重に取り扱う。予察の目的での許可にあたっては、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。ただし、外来鳥獣についてはこの限りではない。許可にあたっては、**錯誤捕獲の防止に十分配慮することとする。**

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱う。

また、**外来鳥獣**による被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣の根絶に努める。

2) 許可基準

ア 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であり、かつ、規則第67条第2項第1号若しくは、第2号に該当する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のア) からエ) のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてとることができる。

ア) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合。

- i) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合。
- ii) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。

イ) 被害を防止する目的で、巢の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取をする場合。

ウ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合。

エ) 法人に対する許可であって、以下の i) から iv) の条件を全て満たす場合。

- i) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- ii) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されしていると認められること。
- iii) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- iv) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

イ 鳥獣の種類・数

(第11表)

鳥獣名	一人当りの駆除羽(頭)数	被害農林水産物等	備考
ハシボソガラス	50羽以内	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、糞害、ゴミの散乱、騒音、人への危害	
ハシブトガラス	50羽以内		
ヒヨドリ	100羽以内	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、花卉、糞害、ゴミの散乱、騒音	
ムクドリ	100羽以内	稲、麦、果樹類、芋類、野菜類、飼料作物、花卉、糞害、ゴミの散乱、騒音	
スズメ	200羽以内	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、ゴミの散乱	
カワウ	50羽以内	魚類、糞害、騒音	
カモ類 (狩猟鳥獣に限る)	20羽以内	稲、野菜類、海藻類	
アオサギ	10羽以内	魚類、糞害、騒音	
ダイサギ	10羽以内		
コサギ	10羽以内		
トビ	10羽以内	人への危害	
その他鳥類 (希少鳥獣は除く)	当該事例ごとに判断する。		

鳥獣名	一人当りの駆除羽(頭)数	被害農林水産物等	備考
モグラ科全種	100頭以内	稲、野菜類	
ネズミ科全種(ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く※1)	100頭以内	野菜類	
その他獣類	3頭以内	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、花卉、茶、糞害、人への危害、建物内侵入・営巣	
指定管理鳥獣※2、 外来鳥獣※3	上限なし	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、花卉、茶、糞害、ゴミの散乱、騒音、人への危害、建物内侵入・営巣	

※1 法第80条第1項規則第78条に基づき、捕獲許可の規制対象外

※2 指定管理鳥獣：ニホンジカ、イノシシ(法施行規則第1条の3の規定に基づく)

※3 外来鳥獣：ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、カワラバト(ドバト)等

ウ 期間

- ア) 原則として、被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められる場合は、この限りではない。
- イ) 捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある時期は避けるよう指導する。
- ウ) 狩猟期間中及びその前後における捕獲の許可については、狩猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する。
- エ) 許可の期間は、原則として2か月以内とする。ただし、市町村等が行う法人捕獲の場合にあっては、6か月以内となるよう指導する。
- オ) 予察捕獲の許可は、鳥獣保護管理事業計画に定める被害発生予察表に基づくものとする。

エ 区域

- ア) 被害等の発生の状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。
- イ) 捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取り扱いをする。
- ウ) 市町村が行う場合は、原則として当該市町村内であって、被害の発生及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して必要最小限とする。
- エ) その他の者が行なう場合は、捕獲を依頼した者の管轄する区域内とする。
- オ) 鳥獣保護区及び休猟区における捕獲については、捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施することとし、他の鳥獣の保護に支障のないよう配慮する。
- カ) 特定猟具使用禁止区域(銃器)においては、安全性が確保される区域を除き、原則として銃器による捕獲は行わない。

オ 方法

- ア) 捕獲用具は捕獲効果及び錯誤捕獲を考慮し最も適切なものとする。
- イ) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は原則として認めない。
- ウ) 空気銃を使用する場合は、半矢の危険性があるため、大型獣類には使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合はこの限りではない。
- エ) 指定猟法禁止区域(鉛製散弾の使用)における鉛製散弾の使用は認めない。
- オ) 多人数で捕獲する場合は、班を編成させて行わせる。
- カ) 鳥類の卵の採取等については、原則として現に被害を発生させている鳥類の捕獲等を行うことが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは目的が達成できない場合、若しくは、建築物

等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵の採取等を行う場合とする。

キ) 捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法は、結果として被害の発生の遠因を生じさせることが多いので避けるよう指導する。

⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

ア 認定鳥獣捕獲等事業者等の活用

ニホンジカ、イノシシその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、認定鳥獣捕獲等事業者等の活用を考慮するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう、市町村に対し指導する。また、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導する。

イ 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に被害の防止を目的とする捕獲及び個体数調整を実施するため、県の関係部局や国の関係機関及び市町村等との連携強化に努めるとともに、関係市町村においても森林管理署、農林水産業団体、地域住民等との連携に努めるよう助言する。

ウ 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言する。

2) 指導事項の概要

ア 被害の防止を目的とする捕獲の実施に伴う錯誤捕獲や事故の防止については、万全の対策を講じる。

特に、クマの錯誤捕獲のおそれがある場合には、クマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなを使用する、クマを誘引する餌の使用を控える、クマの痕跡が確認された場合はわなを閉鎖するなどにより、錯誤捕獲の発生を防止する。

イ 被害の防止を目的とする捕獲に従事する際は、必ず許可証又は従事者証を携帯するとともに、腕章を装着するなどして、被害の防止を目的とする捕獲従事者であることを明確にする。

6 その他特別の事由の場合

その他特別の事由の場合の捕獲等又は採取等の許可に当たっては、法等に従うほか、次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。なお、環境学習の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした鳥獣捕獲は、学術研究に準じて取り扱う。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

6ヶ月以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 愛玩のための飼育

愛玩のための飼育を目的とする捕獲は認めない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配することの防止

① 許可対象者

鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。

③ 期間

6ヶ月以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

網、わな又は手捕。

(4) 鵜飼漁業への利用の目的

① 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要最小限のウミウ又はカワウ（羽又は個）。

③ 期間

6ヶ月以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

手捕。

(5) その他特別な事由

鳥獣捕獲の目的に応じて個々の事例毎に判断する。

7 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。また、豚熱等、感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲・処理を行うよう指導する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境学習等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要とな

る場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

クマやカモシカ等の生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、以下の点に留意する。また、錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣ができるように、県及び市町村は事前の放獣体制等の構築及び放獣場所の確保に努める。また、錯誤捕獲の実態について、報告するよう指導する。

① クマの場合

脱出口付の箱わな（クマスルー檻）を使用する。もしくは、わなの設置場所付近でクマの目撃情報があった場合や、クマの痕跡を見つけた場合については、わなの使用を控える、クマを誘引するエサの使用を控える等の対策を取るよう指導する。クマ類の錯誤捕獲が発生した場合は、捕獲者自身や近隣住民に危険が及ぶ可能性が高いため、近寄らず、県又は市町村に連絡するよう指導する。

② カモシカの場合

カモシカが恒常的に生息している地域で、錯誤捕獲のおそれがある場合は、地域の実情を踏まえつつ、カモシカの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。カモシカの錯誤捕獲が発生した場合は、県又は市町村に連絡・相談したうえで、十分に安全に配慮して放獣等の対応を取る。

なお、錯誤捕獲されたカモシカの逆襲等による事故防止のため、放獣については安全を確保したうえで、2人以上で行うよう指導する。

8 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

愛玩飼養を目的とした飼養登録については、権限を市町村に事務委譲しており、飼養適正化のために次の事項を指導するものとする。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 平成元（1989）年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている、10年以上にわたって更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性、及び写真撮影等の記録確認、高齢個体の特徴を視認すること、必要に応じて専門家の意見を聞くこと等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても

禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

9 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法第24条第1項及び規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

なお、名古屋市及び豊橋市についてはヤマドリ及びその卵の販売に係る許可権限を事務委譲しており、許可の考え方及び許可の条件について適正となるよう指導する。

第五 特定猟具使用禁止区域及び特定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。指定期間は、自然環境及び社会環境等の変化を考慮し原則として10年とする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域。

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)。

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

本県における「特定猟具使用禁止区域」の指定状況は、令和3年11月1日現在において136箇所223,920haとなっている。このうち本計画期間内に期間満了を迎える82箇所146,881haについては期間更新を行う。ただし、既設の特定猟具使用禁止区域が国指定鳥獣保護区又は県設鳥獣保護区の指定区域に含まれることとなる場合は、該当する区域を廃止する。

(第12表)

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(B)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	135	箇所												
	面積	220,620ha	変動面積												
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	2	箇所												
	面積	7,636ha	変動面積												

(第13表)

		本計画期間に区域減少する 特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止又は期間 満了により消滅する特定猟 具使用禁止区域					計 画 期 間 中 の 増 減 (減:△)*	計 画 終 了 時 の 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域 **	
		4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	計 (D)	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度			8 年 度
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所												0	135
	面積												0ha	220,620ha
わな猟に伴 う危険を予 防するた めの区域	箇所												0	2
	面積												0ha	7,636ha

* 箇所数については (B)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)

面積については (B)+(C)-(D)-(E)

面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第14表)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使 用禁止区 域名称	主な指 定所在 地	指定 面積	指定 期間	備 考	特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域名称	主な指 定所在 地	指定 面積	指 定 期 間	備 考
4	大草	幸田町	113 ha	10年	再指定					
	設楽稲武	豊田市	81 ha	10年	再指定					
	海部南部	弥富市	2,251	10年	再指定					
	勘八	豊田市	700 ha	10年	再指定					
	矢作ダム	豊田市	210 ha	10年	再指定					
	段戸	設楽町	800 ha	10年	再指定					
	大口町	大口町	1,358 ha	10年	再指定					
	小原中部	豊田市	41 ha	10年	再指定					
	乙部	豊田市	446 ha	10年	再指定					
	桜淵公園	新城市	200 ha	10年	再指定					
	明海	豊橋市	675 ha	10年	再指定					
	岡崎福岡	岡崎市	9 ha	10年	再指定					
	大野田	新城市	38 ha	10年	再指定					
	豊田・岡崎 地区研究開 発施設用地	豊橋市	670 ha	10年	再指定					
計	14	7,592 ha			計					

(第14表続き)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域名称	主な指定所在地	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域名称	主な指定所在地	指定面積	指定期間	備考
5	豊明市	豊明市	2,236 ha	10年	再指定					
	尾張旭市	尾張旭市	1,030 ha	10年	再指定					
	岡崎市	岡崎市	730 ha	10年	再指定					
	正宗寺	豊橋市	94 ha	10年	再指定					
	豊橋 オリエンテーリング	豊橋市	540 ha	10年	再指定					
	金沢	知多市	500 ha	10年	再指定					
	新城市豊栄	新城市	180 ha	10年	再指定					
	石野	豊田市	260 ha	10年	再指定					
	日進東郷	日進市	5,049 ha	10年	再指定					
	南知多北部	南知多町	43 ha	10年	再指定					
	牟呂・吉田方	豊橋市	109 ha	10年	再指定					
計	11	10,771ha								
6	名古屋	名古屋市	35,490 ha	10年	再指定					
	佐布里	知多市	646 ha	10年	再指定					
	武豊	常滑市	1,301 ha	10年	再指定					
	矢並地区	豊田市	23 ha	10年	再指定					
	藤岡南部	豊田市	460 ha	10年	再指定					
	長久手市	長久手市	2,154 ha	10年	再指定					
	岡崎幸田	岡崎市	1,240 ha	10年	再指定					
	西尾吉良	西尾市	1,250 ha	10年	再指定					
	あま市	あま市	2,759 ha	10年	再指定					
	岡崎岩津	岡崎市	920 ha	10年	再指定					
	牛川・下条	豊橋市	1,110 ha	10年	再指定					
	江南市	江南市	3,017 ha	10年	再指定					
	蒲郡海岸線	蒲郡市	1,109 ha	10年	再指定					
	弥富北部	弥富市	1,266 ha	10年	再指定					
	布土	美浜町	54 ha	10年	再指定					
	西尾南部	西尾市	239 ha	10年	再指定					
	衣浦港外港	碧南市	47 ha	10年	再指定					
	新城保全林	新城市	208 ha	10年	再指定					
	川田	新城市	109 ha	10年	再指定					
御津海岸線	豊川市	290 ha	10年	再指定						
計	20	53,692 ha								

(第14表続き)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域名称	主な指定所在地	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域名称	主な指定所在地	指定面積	指定期間	備考
7	愛西市	愛西市	6,670 ha	10年	再指定					
	小牧	小牧市	4,170 ha	10年	再指定					
	春日井	春日井市	9,239 ha	10年	再指定					
	犬山	犬山市	6,314 ha	10年	再指定					
	みよし市	みよし市	3,014 ha	10年	再指定					
	豊山町	豊山町	619 ha	10年	再指定					
	一宮市	一宮市	11,391 ha	10年	再指定					
	北名古屋市	北名古屋	1,837 ha	10年	再指定					
	音羽地域	豊川市	2,430 ha	10年	再指定					
	扶桑町	扶桑町	739 ha	10年	再指定					
	西尾碧南	碧南市	839 ha	10年	再指定					
	稲沢市	稲沢市	7,930 ha	10年	再指定					
	大重	岡崎市	210 ha	10年	再指定					
	田原市	田原市	1,190 ha	10年	再指定					
	芦ヶ池	田原市	172 ha	10年	再指定					
	豊田市 王滝溪谷	豊田市	267 ha	10年	再指定					
	浅谷	豊田市	100 ha	10年	再指定					
	大沼	豊田市	510 ha	10年	再指定					
	大沼南	豊田市	26 ha	10年	再指定					
	清須市	清須市	1,733 ha	10年	再指定					
	田原市神戸町	田原市	89 ha	10年	再指定					
計	21	59,489 ha								
8	額田峰	岡崎市	200 ha	10年	再指定					
	刈谷豊田	刈谷市	1,200 ha	10年	再指定					
	知立	刈谷市	1,940 ha	10年	再指定					
	刈谷	刈谷市	4,107 ha	10年	再指定					
	蟹江町	蟹江町	1,109 ha	10年	再指定					
	東萩平	豊田市	152 ha	10年	再指定					
	豊川	豊川市	4,500 ha	10年	再指定					
	北山	岡崎市	264 ha	10年	再指定					
	藤川	岡崎市	620 ha	10年	再指定					
	豊橋市岩崎	豊橋市	19 ha	10年	再指定					
	赤羽根	田原市	290 ha	10年	再指定					
	東上	豊川市	26 ha	10年	再指定					
	藤岡深見	豊田市	40 ha	10年	再指定					
	布里	新城市	15 ha	10年	再指定					
	佐脇浜	御津町	341 ha	10年	再指定					
	南知多東部	南知多町	514 ha	10年	再指定					
計	16	15,337 ha								
合計	82	146,881ha								

(注) 備考欄には「新設」「再指定」の別を記入する

2 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、特定の猟法の影響から地域の鳥獣を保護するために必要な区域であって、環境大臣が指定する区域以外について指定する。

鉛製散弾の使用については鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、鉛製散弾の使用を禁止する区域の指定を行う。

なお、鉛製散弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、特定の猟法の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 指定計画

本県では、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、水鳥の生息状況及び狩猟者の入り込み状況等を勘案し、次のとおり指定猟法禁止区域が指定されている。

①全体計画

(第15表)

年 度	指定猟法の種類	箇 所 数	面 積	備 考
平成18年度	鉛製散弾の使用	1箇所	7,275ha	

②個別計画

(第16表)

年 度	指定猟法の種類	区域名称	面 積	存続期間	備 考
平成18年度	鉛製散弾の使用	矢作川河口部指定 猟法禁止区域 (鉛製散弾を使用 する猟法)	7,275ha	平成18年11月1日～	西尾市 碧南市

第六 特定計画に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画は、その生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画であるが、県内に対象とする鳥獣がないため、現在は策定していない。また、今後策定の必要性が生じた場合は、国の基本指針に基づき、策定を検討する。

2 第二種特定鳥獣管理計画

(1) 計画作成の目的

科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の確保に資することを目的として作成する。

(2) 対象鳥獣

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

なお、本県では現在、個体数が増加及び分布域の拡大により農林業被害が深刻化しているニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカについて第二種特定鳥獣管理計画を策定している。本計画期間内においても、これらの鳥獣についてこれまでに引き続き第二種特定鳥獣管理

計画を作成し、管理を実施するものとする。

(3) 計画期間

計画期間は、本計画との整合を図るため、本計画と同じ令和4年度から令和8年度とする。

なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行う。

(4) 対象区域

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線とする。ただし、イノシシについては豚熱が発生した際の被害が大きく、侵入初期段階に迅速に対応するため、県内全域を計画対象区域とする。計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を越えて分布する場合にあっては、関係都道府県間で整合のとれた対象地域を定めることのできるよう協議・調整を行う。

(第17表)

対象鳥獣の種類	対象区域	備考
ニホンジカ	名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、春日井市、豊田市、蒲郡市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、長久手市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	
イノシシ	全市町村	
ニホンザル	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	
カモシカ	名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、みよし市、長久手市、設楽町、東栄町、豊根村	

(5) 計画の目標

計画の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、原則、数値による評価が可能な保護又は管理の目標設定に努める。また、必要な場合は、当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象区域の地域区分を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

(6) 管理事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な管理を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を、組み合わせて実施する。

(7) 計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。

- ① 計画策定の目的及び背景
- ② 管理すべき鳥獣の種類
- ③ 計画の期間
- ④ 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- ⑤ 第二種特定鳥獣の管理の目標
- ⑥ 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
- ⑦ 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- ⑧ その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

(8) 計画の作成及び実行手続

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行する。

① 検討会・連絡協議会の設置

学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等

からなる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行うとともに、関係者の合意形成に努める。検討に当たっては、目標の設定と評価、対象鳥獣の保護又は管理のために必要な事業、モニタリングの方法等について、科学的に検討できる体制の整備に努める。

② 関係地方公共団体との協議

県の行政界を越えて分布する地域個体群の管理を関係地方公共団体が連携して実施する場合は、計画案については、法第7条第7項（第7条の2第3項において準用する場合を含む。）に基づき、計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する県（教育委員会を含む。）と協議する。

③ 利害関係人の聴聞手続き等

利害関係人から意見を聴取する場合には、文書による照会その他の方法により行う。計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関や団体、又は、被害を受けている地域社会等から聴取するよう留意する。

④ 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告する。

⑤ 年度別実施計画の作成

市町村は、計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度別実施計画としてとりまとめ、公表するよう努める。実施主体は市町村とし、必要に応じて集落単位等の取組が記述できるように工夫する。鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。

(9) 計画の評価・見直し

計画の目標について、設定された指標によるモニタリングの実施により、課題の抽出や改善策の検討を行う。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。

評価の結果については、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の意見を踏まえて、計画や年度別実施計画へフィードバックさせることにより、順応的管理を行うものとする。なお、計画の評価結果については、その概要を公表する。

(10) 計画の実行体制の整備

保護又は管理を適切に進めるため、個体群管理、生息環境管理、被害防止対策を担う人材の確保及び育成に取り組むほか、関係部局の施策との連携を図る。また、施策の一貫性が確保される体制を整備するため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等と連携するとともに、地域住民の理解や協力を得る。

(11) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

法第7条の2第5項に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法及び実施結果の把握と評価、事業の実施者等を定める。

指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向（個体数推定及び将来予測等）、当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から、特定計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することが必要な場合に実施する。

実施期間については、原則として特定計画の計画期間内で定めるものとし、原則として1年以内とする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の事情等に応じて適切な期間で設定する。

実施区域については、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とする地域名を定める。

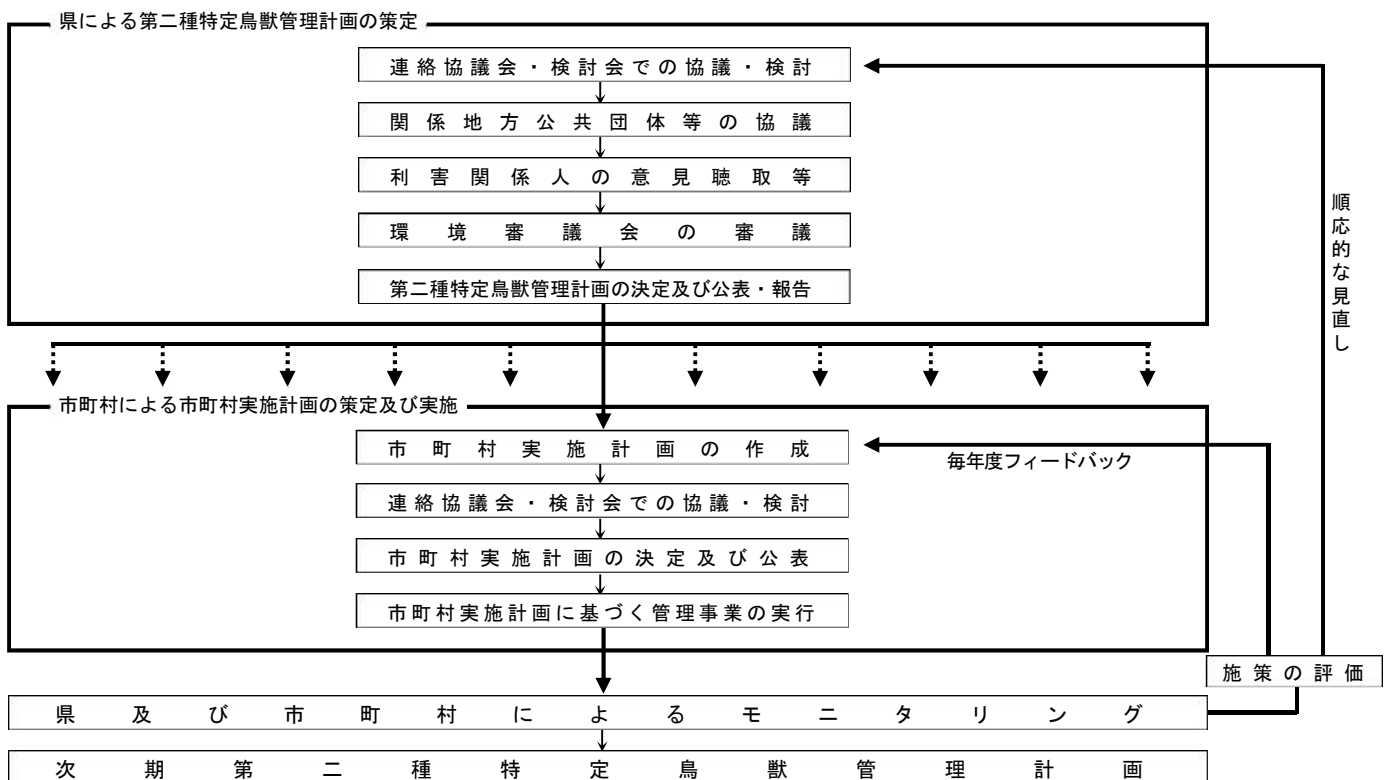
事業の目標については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・

評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数等を過去の捕獲等の実績に基づき定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等についても目標を定めても差し支えないものとする。なお、目標については、特定計画の管理の目標との関係を明確にするとともに、捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、具体的に定めるよう努める。

事業の実施方法及び実施結果の把握と評価については、特定計画と整合を図るよう留意し、実施の時期や方法等を簡潔に定める。

(12) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理事業の流れ

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び管理事業の設定を行うため、下図の手順で第二種特定鳥獣管理計画及び市町村実施計画を作成する。さらに、市町村実施計画に基づく管理事業を実行し、毎年度モニタリングにより第二種特定鳥獣管理計画及び市町村実施計画の順応的な見直しを行う。



第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 方針

鳥獣保護管理行政を適正に推進するための基礎資料を得るため、研究者や鳥獣保護団体等と連携しつつ、**地域の実情に応じた各種生息調査を実施するとともに資料の収集を行い、整理分析を行う。** **捕獲を伴う調査に際しては、捕獲者への指導を徹底し、錯誤捕獲の防止及び錯誤捕獲発生時に備えた安全な放獣体制の整備に努める。**

なお、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び鳥獣の管理等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている**情報**の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を進める。

さらに、各調査の実施に当たっては、情報を国土標準メッシュ**単位**で収集することにより、生息分布情報の標準化を図る。

また、鳥獣保護管理に必要な情報については、可能な限り県ウェブページ等に掲載し、県民へのオープンデータ化を推進する。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、生態、分布状況、生息数の推移等を継続的に把握するため、以下の調査を必要に応じ実施する。

(2) 鳥類生息分布調査

県内の山林、里山、水辺、都市周辺等の各環境における鳥類の生息状況を把握するため、設定した22地点において毎月1回ラインセンサス法若しくは定点調査法により調査を実施する。なお、前年度の調査結果は**県ウェブページ**へ掲載をする。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内におけるこれら鳥類の渡来地について、その冬期の生息状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

(第18表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内の渡来地	令和4年度 ～ 令和8年度	渡来地において種別の生息数調査	庄内川河口 弥富野鳥園等

(4) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出会い数調査を継続して生息数の変化を把握する。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(第19表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣	令和4年度 ～ 令和8年度	狩猟者からの捕獲報告により、メッシュ単位の捕獲位置情報、捕獲年月日等の捕獲状況報告を収集する。	
キジ ヤマドリ		狩猟者への聞き取り調査により、生息状況の調査を行う。	

(5) 第二種特定鳥獣の生息状況調査

第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。

(第20表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ	令和4年度 ～ 令和8年度	被害等の発生状況、分布、密度、生息動向、行動圏、生息環境、植生被害等について調査及び情報収集を行う。 狩猟者からの出猟カレンダーにより、メッシュ単位の捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量*等の捕獲状況報告を収集する。	
イノシシ		被害等の発生状況、分布、密度、生息動向、行動圏、生息環境等について調査及び情報収集を行う。 狩猟者からの出猟カレンダーにより、メッシュ単位の捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量*等の捕獲状況報告を収集する。	
ニホンザル		被害等の発生状況、分布、密度、生息動向、行動圏、生息環境、群れの動向、加害レベル等について調査及び情報収集を行う。	
カモシカ		被害等の発生状況、分布、密度、生息動向、行動圏、生息環境等について調査及び情報収集を行う。	

※捕獲努力量とは、出猟日数に対する獲物の目撃・捕獲の割合である。

(6) クマに関する調査

近年、捕殺例が報告されるクマについては、人身事故や錯誤捕獲の例もあることから、専門家会議において、対策を検討する。また、毎年度実施するブナ科堅果類の豊凶調査結果に基づき、出没傾向を予測し、県民等に向けた注意喚起を行う。

3 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼する。

(第21表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
既指定鳥獣保護区	令和4年度 ～ 令和8年度	各区域内の自然環境の変化、鳥獣の生息状況、農林業被害の状況等について定期的に調査する。	

(2) 捕獲等情報収集調査

鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）において、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させている所であるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理を推進させるために必要な情報の種類・項目とし、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、必要に応じて、捕獲情報の報告の仕組みの見直しを図る。

また、錯誤捕獲については、捕獲に係る状況などの必要な情報を整理し、報告の仕組みについて検討したうえで、捕獲に従事する者からの情報収集に努めるものとする。

(3) 制度運用の概況情報

県が、法に基づいて行う運用の概況を把握する。県はこの情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

4 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

銃猟について、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発・検討する。新しい猟法やICT等を活用した捕獲の技術開発及び錯誤捕獲の少ないくくりわなやほこわなの改良を進める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査手法や技術について、その開発及び改良を進め、その普及に努める。

(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT等の新たな技術も活用しながら、防護柵や防鳥網等による被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなどの技術開発を進め、その普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等、身近な生活圏における環境の管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進め、その普及に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係ること

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に係る技術開発を進め、普及啓発に努める。地域の実情に応じて、減容化等の取組を進めるとともに、食肉への活用等の有効利用及びジビエの普及を促進する。

また、捕獲個体の活用においては、豚熱や人獣共通感染症等への対策を十分に実施するものとする。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

県鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、法に関する取締りの事務を行う。

(2) 設置計画

(第22表)

区 分			現 況			計画終了時			備 考
			専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 地 方 機 関	環境局環境政策部	自然環境課	2	1	3	行政需要、組織再編等を検討し決定する。	業務分担 (本庁) 1 鳥獣保護管理事業計画等を作成すること 2 鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定、休猟区・特定猟具使用禁止区域を指定すること 3 その他地方機関が実施しない業務 4 地方機関が実施している業務で名古屋市内に関する業務 (地方機関) 1 鳥獣保護管理事業計画等を実施すること 2 狩猟免許を交付すること 3 狩猟免許更新のための適性検査、講習会を実施すること 4 狩猟免許の取消、効力の停止等を行うこと 5 学術研究、被害の防止を目的とする捕獲及び飼養のための鳥獣捕獲を許可すること 6 鳥獣の飼養登録を実施すること(愛玩飼養を除く) 7 狩猟免許を受けた者等から必要な報告を徴収すること		
	東三河総局	環境保全課		1	1				
	新城設楽振興事務所	環境保全課		1	1				
	尾張県民事務所	環境保全課		2	2				
	海部県民事務所	環境保全課		1	1				
	知多県民事務所	環境保全課		1	1				
	西三河県民事務所	環境保全課		1	1				
		豊田加茂環境保全課		1	1				
計			2	9	11				

(3) 研修計画

(第23表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内容・目的	備 考
鳥獣行政研修 (県職員)	県	4月	1回/年	全県	担当者	愛知県の鳥獣行政と当年度事業	
鳥獣行政研修 (市町村職員)	県	4月	1回/年	全県	担当者	愛知県の鳥獣行政と許可事務等	
野生生物研修	国	適宜	適宜	全国	担当者	野生生物の保護管理	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は52名（第12次鳥獣保護管理事業計画と同数）を配置し、事務所毎の配置数は、市町村数、区域面積、鳥獣保護区・休猟区数及び狩猟の実施状況並びに鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して決定する。

(2) 設置計画

(第24表)

基準設置数 (A)	3年度末		年度計画							計(C)	充足率 (C/A)
	人員 (B)	充足率 (B/A)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
52人	52人	100%	±0人	±0人	±0人	±0人	±0人	±0人	52人	100%	

(3) 年間活動計画

(第25表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理	←												→	
違法捕獲の取締り指導	←												→	
狩猟取締りの実施									←			※	→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←												→	
鳥獣に関する調査	←												→	

※ニホンジカ及びビノシシのみ、第二種特定鳥獣管理計画の対象区域内で3月15日まで延長

(4) 研修計画

(第26表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容	備考
鳥獣保護管理員全体研修	自然環境課	6月	1回/年	県内鳥獣保護管理員	52	職務遂行に必要な知識、技術の習得	
鳥獣保護管理員地区研修	各県民事務所等	10月	1回/年	各事務所鳥獣保護管理員	52	狩猟取締りの留意事項等	

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

県内の特に三河地方の中山間地域においては、指定管理鳥獣等による鳥獣害が多く発生し、鳥獣の保護及び管理の強化が求められている。

保護及び管理を担う地方自治体職員は異動が多く、鳥獣の保護及び管理の専門知識を有する者は少ない。また、個体数調整の担い手である狩猟者は現在年々減少しており、高齢化も進んでいる。このような状況を踏まえて、地方自治体の関係職員の専門性の向上と狩猟者の育成に努める。

狩猟者の増加を図るため、県としては狩猟免許試験を年2回程度実施するとともに、**狩猟団体と協力する等して**狩猟についての広報活動を**実施**するものとする。また、**狩猟者に対しては**狩猟免許更新検査時の講習会において、鳥獣の保護及び管理の重要性の周知及び**狩猟における法令遵守の指導を実施する**。

(2) 研修等計画

(第27表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容	備考
狩猟啓発研修	愛知県	8～9月	1回/年	全県	-	狩猟免許制度 鳥獣害対策	
狩猟免許試験	愛知県	2月、8月	2回/年	全県	-	-	内1回は 休日実施
狩猟免許更新検査	愛知県	7～9月	各種狩猟者が 3年に1回受検	全県	-	-	

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

県は狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会からの信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手續の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実に加え、技術の研鑽、向上のための取組を進める。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

適切に社会の要請に沿った捕獲等事業の実施をするために、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していると認められる認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保に努める。また、必要に応じて、近年増加する市街地周辺への鳥獣の出没に対応するため、民間団体の活用も含めた専門人材の配置や連絡体制の整備を進める。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

傷病鳥の保護及び野鳥観察等を通し鳥類保護思想の普及啓発を行うとともに、野生鳥類の生息地を保全し、調査研究や保護及び管理の拠点とするため、引き続き弥富野鳥園を鳥類保護センターに位置づけ、設置目的達成のため施設の充実に努める。

(2) 鳥類保護センターの施設

(第28表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
弥富野鳥園	昭和50年度	弥富市上野町	公有地 35.65ha	本館 550m ² 保護地 樹林地 9.19ha 芝地・草原 6.83ha 池 9.94ha 干潟水路 6.07ha その他 0.70ha 小公園 2.92ha	本館内の施設 展示室 149m ² 資料室 23m ² 展望室 35m ² 会議室 40m ² 傷病鳥保護舎 24m ²	小中学校が、環境学習の場として利用しやすくするとともに、野鳥の観察を通じた鳥類保護思想の普及啓発の拠点とする。	多様な鳥類が生息できるよう、環境整備を行う。

5 取締り

(1) 方針

狩猟による事故の防止、鳥獣の違法捕獲、違法飼養等を未然に防止することを目的として、警察当局等と連携・協力するとともに、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携を図るなど、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じる。

また、かすみ網による鳥類の密猟を防止するため、そのおそれのある場所の巡回及びかすみ網の所持・販売の取締りを強化する。

- ① 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行う。
- ② 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。
 - 1) 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。
 - 2) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。
- ③ 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮する。
- ④ 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行う。
- ⑤ 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを実施する。
- ⑥ 我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮する。
- ⑦ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。
- ⑧ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。
- ⑨ 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。
- ⑩ 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に一層の連携強化に努める。

(2) 年間計画

(第29表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
無登録飼養の 取り締まり	←												→	
密猟の取締り	←												→	
違法狩猟の取 締り									←			※	→	

※ニホンジカ及びイノシシのみ、第二種特定鳥獣管理計画の対象区域内で3月15日まで延長

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、県においては、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。

7 広域的及び地域的な連携

「あいち生物多様性戦略2030」においては、人と自然の共生に向けて、生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じることとしている。

鳥獣保護管理の観点からも、県民、関係団体、事業者、専門家などあらゆる人々が、それぞれの立場から、また互いに連携して取り組むことが重要である。県としては、多様な主体と連携しながら鳥獣保護管理に係る施策に取り組むこととする。

(1) 広域的な連携

広域的な保護管理指針や第二種特定鳥獣管理計画の作成及び市町村実施計画の推進等に際し、近隣県との連携を図り進める。

(2) 地域的な連携

鳥獣保護区の指定・整備・保全、被害の防止を目的とする捕獲、第二種特定鳥獣管理計画及び市町村実施計画の推進、鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護管理事業の普及啓発、鳥獣保護管理事業に係る人材の育成等、鳥獣保護管理事業の実施に際し、地域的な連携を図りながら推進する。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、生活環境を保持・改善するうえで欠くことのできない役割を果たすものである。人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは今後ますます重要となる。

本県においては、生息分布の減少や消滅が進行している種がある一方、生活環境、農林水産業及び生態系に多大なる被害を及ぼしている種もあり、このような種は個体数管理、**ゾーニングを含む**生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な保護及び管理が必要となっている。

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえる必要がある。また、鳥獣の適切な保護及び管理の実施や鳥獣保護区等の設置により、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標である生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成を図り、人と鳥獣との共生を目指す。

農林水産業等への被害に対応するためには、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との一層の連携や、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動の推進が必要である。

また、鳥獣の個体数調整の重要な手段の一つである狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣による被害の未然防止に大きな役割を果たしている。しかし、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保を図ることが急務となっている。一方では、猟具の使用による危険を予防する等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

以上の状況を踏まえ、本県の鳥獣保護管理事業は、関係者間の合意形成を図りながら、種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施する。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い

地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が県内の他地域と比して著しく異なる地域はない。

3 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

4 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

野生の鳥獣は、自然界の中で生きていくことが本来の姿であり、たとえ傷病鳥獣であっても、その原因に違法性の疑いがある場合を除き、人が必要以上に関わることなく自然のままにしておくことを原則とする。

ただし、傷病鳥獣を保護した者に自ら対処する意志がある場合は、その意向を確認したう

え、法等の範囲内において、保護指導を受けるため指導獣医を紹介したり、弥富野鳥園への搬入を依頼するなど、保護した者に対する支援を行う。また、傷病鳥獣が希少鳥獣である場合については、種の存続のため、積極的に救護する。

鳥類の雛、外来種及び農林水産業または生活環境への被害が大きいと認められる鳥類に関しては、原則保護は行わないものとする。

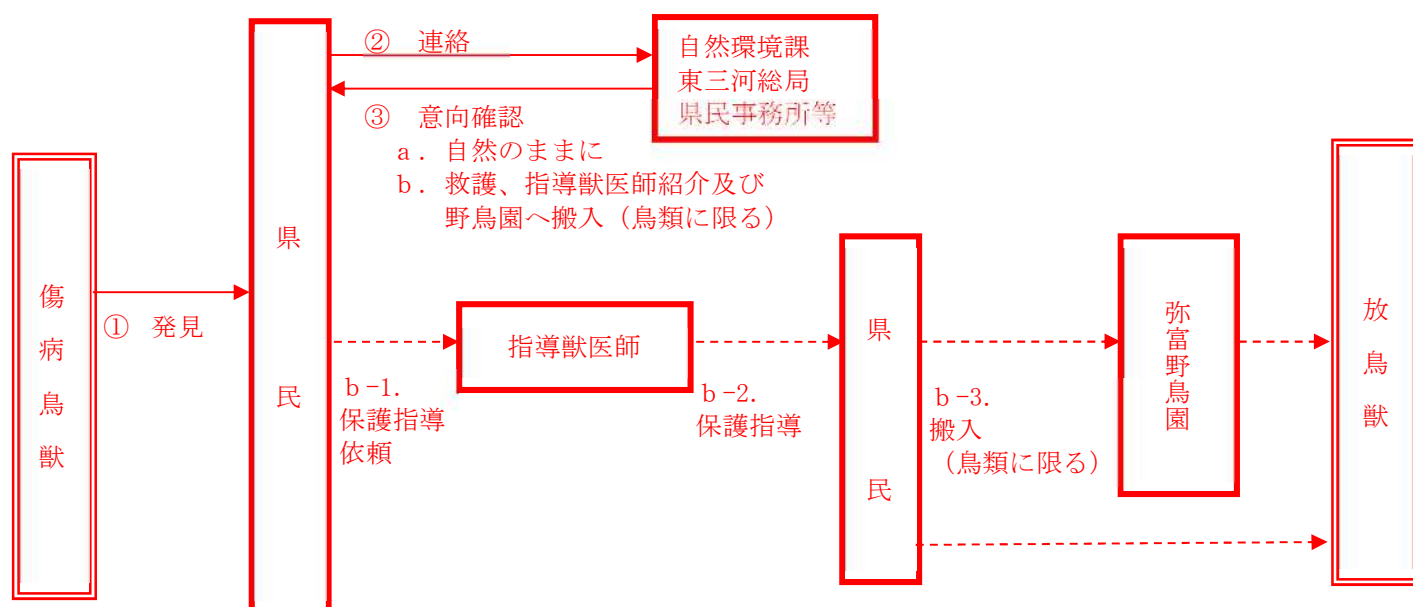
高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の疑いがある場合には、「6 感染症への対応」に十分留意し、慎重な対応に努める。また、獣類については人獣共通感染症の危険性及び加害の可能性等から、極力追払いで対応するよう指導する。

なお、大量死や異常な行動をとる個体の発生、生態系の異常及び感染症の発生状況の把握につながる情報を県民から集積するため、情報の収集・把握方法を一元化し、可能な限り鳥獣の事故防止対策への活用について検討する。

(2) 体制

傷病鳥獣の救護にあつては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、地域住民の参画等による普及啓発が重要であることから、弥富野鳥園を中心として、市町村、獣医師（獣医師団体を含む）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、収容、終生飼養、リハビリテーション及び放野に努める。また、ネットワーク体制を構築し、研修等を通じてそれらの人材の育成を図る等、行政の指導監督等一定の関与の上で民間による積極的な人と鳥獣との適切な関係の取組を推進する。

なお、雛を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。



(3) 傷病鳥獣の個体の処置

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令上必要な手続きを行った上で、必要なデータを収集し、(1)で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、必要に応じ、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は(1)で明確化した目的及び意義を踏まえて放野することが適当ではない個体については、必要に応じ、治療を行い、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。ただし、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に該当するものは除く。

収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ対処するとともに、必要な手続きを行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意すること。

(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策・普及啓発

弥富野鳥園に搬入した救護個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離等を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を把握する。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、関係部局と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する啓発を行う。

(5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 必要に応じ感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ、連絡体制を整備する。また、民間を含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を、受講させるよう努める。

6 感染症への対応

(1) 基本的な考え方

野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、関係部局と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施する。

また、県民及び地域住民に対して、野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝播する可能性のある感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、関係部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、人や家畜等における感染症の発生予防に資する。

(2) 方針

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症の発生に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとする、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの部局に関連するものもあるため、関係部局が連携して対策を実施することが必要である。また、地域住民に対しては適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

① 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家さんなどに鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、極めて稀ではあるが、海外では人への感染事例も報告されている。

県は「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係部局と連携しながら、適切な調査に努め、家きん等への感染予防を図るため、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの早期発見に努める。高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

② 豚熱、アフリカ豚熱（ASF）

豚熱については、関係部局、関係市町村等と連携・協力しながら、野生イノシシに関する情報収集及び検査、豚熱経口ワクチン散布を実施することにより、豚熱ウイルスのまん延防止に努める。なお、狩猟者や捕獲従事者に対しては「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置に配慮しながら捕獲を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、情報収集、検査等に必要な体制を整えておく。

③ その他感染症

上記以外の感染症についても、可能な限り、情報収集やリスクの評価を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応について検討することが必要である。特に、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、エキノコックス症等の既に国内での感染者がみられている人獣共通感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

また、現在懸念されている感染症以外にも、野生鳥獣に係る感染症のリスクは常に存在する。2019（令和元）年12月以降、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についても、2002（平成14）年に発生したSARS、2012（平成24）年に発生したMARSと同様、コウモリなどの野生動物を介して人に感染が拡大した可能性が指摘されている。野生鳥獣と接する際には、様々な感染症のリスクがあることを踏まえ、素手で触らない、マスクを着用するなど、基本的な防疫対策について、県民への周知を図っていく。

(3) 狩猟者や県民への情報提供等

高病原性鳥インフルエンザに限らず人獣共通感染症や鳥獣との接し方等の情報提供は、県広報、ポスター、パンフレット、ウェブページ等により、狩猟者や県民に対し周知徹底に努める。

7 鳥類の鉛中毒の防止

鳥類の鉛汚染及び鉛中毒による影響を防止する取組の推進にあたり、鉛中毒の発生実態に関する科学的知見の蓄積に引き続き努めていく必要がある。

国の評価状況、水鳥又は猛禽きん類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため、代替弾に関する情報提供に努め、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについての普及啓発を進めるとともに、取締り等により、放置の禁止について徹底を図る。

8 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理に関する思想の啓発等

① 方針

弥富野鳥園における探鳥会を始めとする各種行事及び野生生物保護実績発表大会の開催、また、野生生物の保護に努めている野生生物保護モデル校の指導、自然観察指導員への協力を行うとともに自然保護団体等との連携を深めるなど、野生生物の保護思想の普及啓発に努める。

なお、市町村の鳥獣に関する普及啓発を行っている施設とネットワークを形成する。

② 事業の年間計画

(第30表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
弥富野鳥園における各種行事	←												→	探鳥会、バードカービング教室、野鳥写真展
野生生物保護実績発表会					↔									
野生生物保護モデル校の指導	←												→	
自然観察指導員への活動協力	←												→	

③ 愛鳥週間行事等の計画

弥富野鳥園での探鳥会並びに野生生物保護実績発表大会を継続的に実施する。

(第31表)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
探鳥会	弥富野鳥園	同左	同左	同左	同左
野生生物保護実績発表大会	開催地 (刈谷市)	同左	同左	同左	同左

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- ② 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行う。
- ③ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど狩猟免許更新時講習会等の機会を捉え、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努める。

(第32表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
弥富野鳥園	昭和50年度	弥富市上野町	公有地 35.65ha	本館 550m ² 保護地 32.73ha 樹林地、芝地・草原、池(深池、浅池)、干潟水路、その他 小公園 2.92ha	本館内の施設 展示室 149m ² 資料室 23m ² 展望室 35m ² 会議室 40m ² 傷病鳥保護舎 24m ²	県民の野鳥に親しむ場所として、探鳥会などに利用し、鳥獣保護思想に普及啓発拠点とする。	
昭和の森	昭和51年度	豊田市西中山町	公有地 76.3ha	山林 76.0ha 池 0.3ha	観察路 515m		
大津谷	昭和45年度	新城市門谷宇鳳来寺	公有地 6.0ha	山林 6.0ha	解説板 1基 食餌植物1,300本		

(5) 野生生物保護モデル校の指定

① 方針

野生生物の保護活動を積極的に取り組んでいる小中学校及び高等学校を「野生生物保護モデル校」に指定し、指導等を実施する。その指導に当っては、保護活動に役立つ情報を積極的に提供するとともに、自然保護団体や自然観察指導員等の協力を得ながら行う。

なお、野生生物保護モデル校の指定の趣旨に合致する学校については、指定計画に係わらず、随時、追加指定を行う。

② 指定期間

3年を上限とする。ただし、再指定を妨げない。

③ 野生生物保護モデル校に対する指導内容

保護活動に役立つ情報を積極的に提供するとともに、自然保護団体や自然観察指導員等の協力を得ながら行う。

④ 指定計画

(第33表)

区分	4年度			5年度			6年度			7年度			8年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	25		25	25		25	25		25	25		25	25		25
中学校	8		8	8		8	8		8	8		8	8		8
高等学校	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2
計	35		35	35		35	35		35	35		35	35		35

(6) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣捕獲許可、愛玩飼養登録、狩猟制度等、特に県民に関係ある事項あるいは法改正により追加、変更された事項については、県広報、ポスター、パンフレット、ウェブページ等により、県民に対し周知徹底に努める。

② 年間計画

(第34表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟関係全般	←				狩猟免許試験、更新講習等の広報				→				チラシ	狩猟者
	←				狩猟期間の周知				→					
鳥獣保護区等の規制区域	←								→				ウェブ	狩猟者 県民

9 環境学習の推進

(1) 方針

持続可能な社会を構築し支えるためには、県民一人ひとりが環境について理解し、自ら環境問題を学び行動する能力を身につけることが必要である。このため、本県では、平成30年3月に策定した「愛知県環境学習等行動計画2030」に基づき、「家庭」「学校」「社会」を、学び行動するための「五つの力」（体感、理解、探求、活用、協働）を育み、持続可能な社会を支えるための行動を実践する場とし、また、誰もが学べる機会を得られるようにする「世代に応じた取組の拡充」を推進し、さらに、各主体の取組を一層効果的なものとする「連携・協働の強化」についても、積極的に進める。

こうした取組みの一環として、生物多様性の保全、鳥獣の適切な保護管理、狩猟の役割等に関連する環境学習の機会を創出し、情報を提供していく。

環境学習の場としては、弥富野鳥園、愛・地球博記念公園内のもりの学舎（まなびや）、あいち海上の森センター、環境調査センター等既存の環境学習の拠点を活用するとともに、ウェブページ上で鳥獣保護区等の環境学習に適した場所の情報を提供するなど情報発信に努める。

(2) 年間計画

(第35表)

実施内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
あいちエコアクションポータルサイト「エコリンクあいち」の活用	公開	同左	同左	同左	同左
環境学習講座の実施	適宜実施	同左	同左	同左	同左
自然観察会（探鳥会）の実施	継続実施	同左	同左	同左	同左

10 広報活動の実践

(1) 方針

広報活動は、鳥獣保護管理事業に対する認識度・理解度の向上、各種関連事業の実施に対する理解や協力等を得るために必要不可欠であり、鳥獣保護管理事業の円滑な推進に資する重要な取組みとして位置づけられる。

そのため、本県においては、第八の1から7に示した取組み以外にも、第36表に示す広報活動を展開していく。

(2) 年間計画

(第36表)

実施内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
広報誌を通じた情報発信	適宜実施	同左	同左	同左	同左
狩猟免許更新時における広報	継続実施	同左	同左	同左	同左
鳥獣生息調査	公開	同左	同左	同左	同左
愛知県移入種対策ハンドブック	継続実施	同左	同左	同左	同左
レッドデータブック・レッドリスト (植物編、動物編)		同左	同左	同左	同左
弥富野鳥園		同左	同左	同左	同左
里山生態系保全の考え方		同左	同左	同左	同左
沿岸域生態系保全の考え方		同左	同左	同左	同左
奥山生態系保全の考え方		同左	同左	同左	同左
傷ついた鳥やヒナを拾った方へ		同左	同左	同左	同左
野鳥への給餌について		同左	同左	同左	同左
鳥獣保護区等位置図		同左	同左	同左	同左
人とツキノワグマの共生に向けて		同左	同左	同左	同左
愛知県ツキノワグマ確認情報	随時情報 提供	同左	同左	同左	同左
第13次鳥獣保護管理事業計画書	公開	同左	同左	同左	同左
第二種特定鳥獣管理計画及びその進捗状況	企画・制作・公開	同左	同左	同左	同左
野生生物保護モデル校	公開	同左	同左	同左	同左

第 13 次鳥獣保護管理事業計画書

令和 4 年 3 月

愛知県環境局環境政策部自然環境課

名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2

電話 052-961-2111 内線 3064

環境局のホームページ「あいちの環境」

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/>